

平成二十二年文部科学省令第十三号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項第五号、第五条、第六条第一項、第七条第四項、第九条第一項及び第十九条並びに公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百二十二号）第三条第三号及び第四条第二項第一号の規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

（専修学校及び各種学校）

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 専修学校の高等課程
- 二 専修学校の一般課程であつて、次に掲げる教育施設の指定を受けたもの
イ 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十二条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する准看護師養成所
ロ 調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条第一項第一号に規定する調理師養成施設
ハ 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五十五号）第五条第一号に規定する製菓衛生師養成施設
- 三 各種学校であつて、前号イからハまでに掲げる教育施設の指定を受けたもの
- 四 各種学校であつて、我が国に居住する外国人を専ら対象とするものうち、次に掲げるもの
イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであつて、文部科学大臣が指定したもの
ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであるあつて、文部科学大臣が指定したもの
- 2 前項第四号の指定又は指定の変更は、官報に告示して行うものとする。
- 3 法第二条第五号の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであつて、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科とする。

（在学期間の計算の特例等）

第二条 法第三条第二項第二号の期間には、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- 一 日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一ヶ月として計算し、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることのできた月を除く。）
- 二 法第三条第二項第三号に該当する者が高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。次号及び第四号において同じ。）を休学していた期間（その初日において休学していた月を一ヶ月として計算する。以下同じ。）
- 三 法の施行前に生徒等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百二十二号。以下「令」という。）第一条第一項第一号に規定する生徒等をいう。次号及び次項第四号において同じ。）が公立高等学校等（地方公共団体の設置する高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）及び特別支援学校の高等部並びに前条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校をいう。次号において同じ。）以外の高等学校等を休学していた期間
- 四 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）の施行前に生徒等が公立高等学校等を休学していた期間

2 令第一条第一項第一号の文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七号第二項の規定により親権を行う児童相談所長
- 二 児童福祉法第四十七号第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- 三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみ行使すべきこととされた未成年後見人
- 四 前三号に掲げる者のほか、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

3 令第一条第三項の文部科学省令で定める事由は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 保護者等（令第一条第二項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、保護者等が自己の責めに帰することのできない理由により離職し、現に雇用され、又は任用されていないこと。
- 三 保護者等が事業を行う個人又は法人（一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないものに限る。次号において同じ。）の代表である場合であつて、当該保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため事業を営むことができないこと。
- 四 前号に掲げるもののほか、保護者等が事業を行う個人又は法人の代表である場合であつて、当該保護者等が自己の責めに帰することのできない理由によりその営む事業を廃止し、現に事業を営んでいないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、保護者等の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができない事由

4 令第一条第三項の文部科学省令で定める方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 就学支援金が支給される月が、特例事由（令第一条第三項に規定する特例事由をいう。以下同じ。）が生じた日が属する月の翌月（特例事由が生じた日が月の初日であるときは、当該月。以下この号において同じ。）以後三月以内である場合 特例事由が生じた日が属する月の翌月以後三月の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額（令第一条第二項に規定する算定基準額をいう。以下この条において同じ。）に相当する額
- 二 第八条第一項に規定する特例受給権者として初めて就学支援金の支給を受けるとき（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する三月の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額
- 三 前三号に掲げる場合以外の場合 就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する六月（当該期間に特例事由が生じた日が属する月が含まれる場合は、その月（特例事由が生じた日が月の初日であるときは、その前月）以前の期間を除く。）の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額

5 令第二条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、前条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する夜間等学科又は同令第五条第一項に規定する通信制の学科に限る。）とする。

第三条 法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、保護者等の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）又は課税証明書等（令第一条第二項第一号に規定する合計額及び同項第二号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。以下同じ。）を添付し

て、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項及び第三項並びに第十一条第八項において同じ。）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特例受給資格者（令第一条第三項に規定する特例受給資格者をいう。以下同じ。）が法第四条に規定する認定の申請を行う場合は、特例受給資格者が、様式第一号の二による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、当該特例受給資格者が在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。この場合において、第二号及び第三号に掲げる書類を申請書に添付することができないときは、当該書類は、都道府県知事が法第四条に規定する認定をする日の前日までに提出すれば足りるものとする。

一 保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等

二 特例事由の基礎となる事実を証明する書類

三 前条第四項各号に掲げる収入を証明する書類

3 都道府県知事は、法第四条に規定する認定をしたとき又は認定をしなかったときは、その旨を同条に規定する申請を行った者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

4 受給権者（法第五条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。）は、氏名を変更したときは、その旨を支給対象高等学校等（同項に規定する支給対象高等学校等をいう。以下同じ。）の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

（受給事由消滅の届出及び通知）

第四条 支給対象高等学校等の設置者は、当該支給対象高等学校等に在学する受給権者に係る就学支援金の支給を受ける事由が消滅したとき（当該受給権者が高等学校等に通算して三十六月在学した上で高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し若しくは修了した者又は高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者となったときを除く。）は、その旨を速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたとき（当該届出が法第三条第二項第一号に該当する者となつた受給権者に係るものであるときを除く。）は、その旨を当該届出に係る受給権者であつた者に対し、支給対象高等学校等であつた高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

（授業料の月額等）

第五条 法第五条第一項の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等について、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 二月以上の期間を通じて授業料の額を定める支給対象高等学校等 当該期間における授業料の額を当該期間の月数で除した額

二 生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校（第一条第一号及び第二号に掲げるものに限る。）に限る。） 受給権者が就学支援金の支給を受ける月において履修する科目（以下この号及び第七条第二項において「履修科目」という。）のうちの各科目の単位数当たりの授業料の額を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額を履修科目の全ての単位について合算した額

2 法第五条第一項の文部科学省令で定めるところにより授業料の月額から減免に係る額を控除した額は、支給対象高等学校等の授業料の月額（授業料の額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあつては、前項各号に定めるところにより算定した額をいう。）から、当該授業料の月額に係る減免額（授業料の減免額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあつては、授業料の減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。）を控除した額とする。

（授業料の額の提出等）

第六条 支給対象高等学校等の設置者は、学則その他の当該支給対象高等学校等の授業料の額を証明する書類の写しを都道府県知事に提出しなければならない。当該授業料の額を変更したときも、同様とする。

2 支給対象高等学校等の設置者は、当該支給対象高等学校等に在学する受給権者について、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額）

第七条 令第三条第五号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一号及び第二号に掲げるものとする。

2 令第三条第五号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の単位数当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が当該各科目の単位数当たりの授業料の額を超える場合にあつては、当該単位数当たりの授業料の額）を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。

一 高等学校及び中等教育学校の後期課程（次号及び第三号に掲げるものを除く。）並びに第一条第一号第一号及び第二号に掲げる専修学校 四千八百十二円

二 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程 千七百四十円

三 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程 三百三十六円

3 前項の額を算定するに当たつては、前項の算定を行う月（以下この項及び次項において「算定月」という。）の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数及び算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が三十を超える場合にあつては、算定月に履修を開始する科目のうち当該を超える部分の単位数に係る単位について合算することができる。

4 第二項の額を算定するに当たつては、算定月の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であつて当該科目を履修する期間を満了したもの（同項の支給限度額に係る支給対象高等学校等以外の支給対象高等学校等であつた高等学校等において履修を開始した科目であつて当該科目を履修する期間を満了したものを含む。）の単位数及び算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数（これらのうち就学支援金の支給に係る科目の単位数に限る。）並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超える場合にあつては、算定月に履修を開始する科目のうち当該を超える部分の単位数に係る単位について合算することができる。

（就学支援金の額の通知）

第八条 都道府県知事は、入学年度の四月から六月までの間及び各年度の七月から当該年度の翌年度の六月までの間における最初の就学支援金を支給したとき並びに特例受給資格者である受給権者（次に掲げる者を除き、以下「特例受給権者」という。）に対して一月に就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならない。

一 算定基準額が十五万四千五百円未満である者

二 第一条第二項の規定による届出をした日が属する月の就学支援金の額が令第三条の規定による額を超えない者であつて、算定基準額が十五万四千五百円以上三十万四千二百円未満であるもの

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、受給権者に支給した就学支援金の額が前月に当該受給権者に支給した就学支援金の額と異なるとき又は受給権者が特例受給権者でなくなった場合で引き続き受給権者であるときは、支給対象高等学校等の設置者を通じて、当該受給権者に通知

しなければならない。ただし、当該支給した就学支援金が前項の最初の就学支援金であるときその他文部科学大臣が定めるときは、この限りでない。

（就学支援金の支払の時期）

第九条 就学支援金の支払の時期は、都道府県知事が定めるところによる。

（就学支援金の支給の停止）

第十条 法第八条第一項の規定による申出は、受給権者が、様式第二号による申出書を支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

2 法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第五条第一項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第三号による申出書に、収入状況届出書等（様式第一号又は様式第一号の二による届出書に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付したもの）をいう。以下この条及び次条において同じ。）（特例受給権者にあっては、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類）を添付して、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあっては、当該申出書（特例受給権者にあっては、当該申出書並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類）のみを提出すれば足りる。

3 都道府県知事は、法第八条第一項の規定による申出により就学支援金の支給を停止したとき又は前項の申出に基づき就学支援金の支給を再開したときは、その旨を当該申出を行った受給権者に対し、支給対象高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

（収入の状況の届出等）

第十一条 法第十七条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあっては、これを除く。以下この条において同じ。）並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特例受給権者が行う法第十七条に規定する届出は、毎年二回、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等（この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあっては、これを除く。以下この条において同じ。）並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

3 法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている場合にあっては、法第十七条に規定する届出は、第一項本文及び前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により行うものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、受給権者（法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において同じ。）は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等（特例受給権者にあっては、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類）を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。

5 第一項の規定にかかわらず、特例受給権者（法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において同じ。）は、特例受給権者に該当しないこととなったときは、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。

6 受給権者であつて特例受給資格者でないものが特例受給資格者となったときは、当該受給権者は、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することができる。この場合において同項第二号及び第三号に掲げる書類を提出できないときは、当該書類は、都道府県知事が第八条第二項に規定する通知をする日の前日までに提出することができるものとする。

7 第三条第二項の規定により申請書を提出した特例受給資格者であつて、同条第三項に規定する通知が行われていないもの又は前項の規定により収入状況届出書等を提出した特例受給資格者で

あつて、第八条第二項に規定する通知が行われていないものは、第二項の例により都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち、同項又は前項の規定により既に提出した書類については、これを添付することを要しない。

8 都道府県知事は、前各項の規定による届出があつた場合において、当該届出を行った者が法第三条第二項第三号に該当すると認めるときは、その旨をその者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

（支給実績証明書）

第十二条 都道府県知事は、受給権者又は受給権者であつた者から請求があつた場合には、就学支援金の支給の実績を証明する書類を発行しなければならない。

（身分を示す証明書）

第十三条 法第十八条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、その職員の所属する行政機関が発行する身分証明書とする。

（事務の委託）

第十四条 都道府県知事は、就学支援金の支給に関する事務の一部を支給対象高等学校等の設置者その他当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものに委託することができる。

（国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例）

第十五条 国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十二条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第三項及び第四項、第四条、第六条並びに第八条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者」とあるのは「長」と、第九条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十条及び第十一条中「設置者」とあるのは「長」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十二条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

2 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十二条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第三項及び第四項、第四条、第六条、第八条から第十二条まで並びに前条中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3 都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十一条及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設でない場合にあっては、教育委員会）」と、

同条第二項から第四項まで、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十一条中「設置者」とあるのは「長」と、前条中「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(専修学校及び各種学校の特例)

2 第一条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程には、当分の間、美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する美容師養成施設（美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）附則第三条の規定により同条に規定する学校教育法第五十七条に規定する者を入所させるものに限る。以下この項において単に「美容師養成施設」という。）又は美容師法（昭和三十一年法律第六十三号）第四条第三項に規定する美容師養成施設（美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）附則第三条の規定により同条に規定する学校教育法第五十七条に規定する者を入所させるものに限る。以下この項において単に「美容師養成施設」という。）の指定を受けた専修学校の一般課程を含むものとし、第一条第一項第三号に掲げる各種学校には、当分の間、美容師養成施設又は美容師養成施設の指定を受けた各種学校を含むものとする。（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位数の特例）

3 令和三年四月分から令和五年三月分までの就学支援金の支給については、第七条第三項の規定は、適用しない。

附 則（平成二十四年三月二三日文科科学省令第七号）

1 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

2 第二条の規定による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の様式による書類は、平成二十四年四月三十日までの間は、これを使用することができる。

附 則（平成二十四年七月二二日文科科学省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二〇日文科科学省令第三号）

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号ハの規定による指定を受けている各種学校については、同令の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（平成二十五年三月五日文科科学省令第四号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二九日文科科学省令第二二号）

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、平成二十五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月三一日文科科学省令第一三号） 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第二号及び第三号の規定は、この省令の施行の日以降同項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校の第一学年に入学する生徒に係る高等学校等就学支援金の支給から適用する。

附 則（平成二十七年三月一九日文科科学省令第六号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月一五日文部科学省令第三号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月一四日文科科学省令第五号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三一日文科科学省令第二二号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年六月一四日文科科学省令第二号）

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第三条第一項及び様式第一号の規定は、平成三十年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二二日文科科学省令第六号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日文科科学省令第九号）

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年三月三一日文科科学省令第一一号）

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

附 則（令和二年一〇月九日文科科学省令第三六号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二六日文科科学省令第一一号）

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年二月七日文科科学省令第二号）

(施行期日)

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年六月三〇日文科科学省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和五年三月三〇日文科科学省令第一号）

（施行期日）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の規定は、令和五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

様式第1号（その1）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第7項まで関係）

様式第1号（その1）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第7項まで関係）

年 月 日

高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初同時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
（上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者

・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含みません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】
申請又は届出時点における保護者等の状況及び面付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

① ☐ 親権者（両親）2名分
生後が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
親権者が1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）
親権者が、一時的に親権を行わず児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

② ☐ ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
イ 離婚、死別等により親権者が1人の場合、
親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等

③ ☐ 未成年後見人 1名分
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
（未成年後見人が複数選任されている場合は、全部分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）

④ ☐ 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
主たる生計維持者の1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）
主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
イ 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、
生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、
生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等

⑤ ☐ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

☐ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
（ふりがな）		（ふりがな）	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
☐ 生活扶助を受けている。		☐ 生活扶助を受けている。	

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
〒		〒	
☐ 日本国内に住所を有していない。		☐ 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の基となる事実や親権の更正決定による市町村長との届出所管権限（親権事項）又は市町村長との届出所管権限の変更や離婚・死別・養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）
☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

(別紙)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

- 【1. 高等学校等の在学期間について】**の欄は次によって記入してください。
- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。
- 【2. 保護者等の収入の状況について】**の欄は、次によって記入してください。
- イ 保護者とは、親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に必要な経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用した申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や罰則に処される場合があります。

チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができます。かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ 保護者が課税開日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第1号（その2）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第7項まで関係）

年 月 日	
親 高等学校等就学支援金	
☐ 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。	
☐ 収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。 （上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）	
（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。） ☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。 ☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承認しています。	
（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）	
ふりがな	
生徒の氏名	姓 名
生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）
※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のもの）を卒業し又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 （うち支給停止期間等）	学校の種類・課程・学制
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 （うち支給停止期間等）	学校の種類・課程・学制

【2 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする期間の区分 (いずれかの□に印を付けてください。)

☐ 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) ☐ 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
(次の①から⑧までのいずれかの□に印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① ☐ **親権者(両親)2名分**
生徒が未成年 (18歳未満) であり、親権者 (両親) が2人存在する場合

② ☐ **親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□に印を付けてください。)**
[親権者が、一時的に親権を行つ児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□に印を付けてください。]
☐ ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
☐ イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
☐ ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③ ☐ **未成年後見人□名分**
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④ ☐ **生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名**
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

⑤ ☐ **主たる生計維持者1名分 (アからウまでのいずれかの□に印を付けてください。)**
☐ ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
☐ イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
☐ ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等

⑥ ☐ **生徒本人**
・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、
・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦ ☐ 所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑧ ☐ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑦又は⑧の□に印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の変更止による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の課税標準額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

【3 確認事項】(次の事項を確認の上、□に印を付けてください。)

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

(別紙)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校 (第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等 (公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校) 以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校 (全日制)」、「②高等学校 (定時制)」、「③高等学校 (通信制)」、「④中等教育学校 (後期課程)」、「⑤特別支援学校 (高等部)」、「⑥高等専門学校 (1～3学年)」、「⑦専修学校 (高等課程) 昼間学科」、「⑧専修学校 (一般課程) 昼間学科」、「⑨専修学校 (高等課程) 夜間等学科」、「⑩専修学校 (一般課程) 夜間等学科」、「⑪専修学校 (高等課程) 通信制学科」、「⑫専修学校 (一般課程) 通信制学科」、「⑬各種学校 (外国人学校)」、「⑭各種学校 (その他)」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中旬に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等 (前々年度の所得を証明するもの) を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等 (前年の所得を証明するもの) を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤を除きます。

①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

（2）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（2）⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等を含めません。）

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請してください。

ホ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や罰則に処されることがあります。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 1 課税証明書等を添付する場合は、様式第1号（その1）に代えて、この書類を提出すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第1号の2（その1）（第3条第2項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第7項まで関係）

年 月 日	
殿 高等学校等就学支援金	
☐ 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。	
☐ 収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。 （上の2つの□のうち、いずれかの□に1印を付けてください。）	
（次の事項を必ず確認の上、両方の□に1印を付けてください。）	
☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。	
☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給を受けた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。	
（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）	
ふりがな	
生徒の氏名	姓 名
生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者

・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 （うち支給停止期間等）	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 （うち支給停止期間等）	学校の種類・課程・学科

様式第1号の2（その1）（第3条第2項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第7項まで関係）

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）に基づいては次のとおりです。（次の①から⑤までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（1）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

① ☐ 保護者（両親）2名分
生計が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合

② ☐ 保護者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）
（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、③から⑤までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
☐ 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
☐ 離婚、死別等により親権者が1人の場合。
☐ イ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等

③ ☐ 未成年後見人 ☐ 名分
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
（未成年後見人が選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使することとされている者である場合は、その者を除きます。）

④ ☐ 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

⑤ ☐ 主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）
☐ 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
☐ ア
・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合。
・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合。
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が1人だった場合。
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等

⑥ ☐ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

（2）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦ ☐ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（7の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。家計急変事由（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特別事由」という。）に該当する場合は、□にレ印を付けてください。及び4に添付してください。）

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄 (ふりがな)	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄 (ふりがな)
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
☐ 生活扶助を受けている		☐ 生活扶助を受けている	
☐ 家計急変事由に該当する		☐ 家計急変事由に該当する	

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合は、□にレ印を付けてください。）

都 道 市 区 町 村	都 道 市 区 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。	☐ 日本国内に住所を有していない。

※ 収入の確定申告や税額の算定決定による市区町村長税の課税所得額（課税標準額）又は市区町村長税の課税所得額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。（2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を入力してください。）

家計急変事由発生日 年 月 日	家計急変事由発生日 年 月 日
家計急変事由の具体的な内容	家計急変事由の具体的な内容

【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。（2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、申請引当金を参照し、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「1年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。）

ア 給与所得の金額に相当する額 円	ア 給与所得の金額に相当する額 円
イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額 円	イ 公的年金等に係る雑所得に相当する額 円
ウ その他の所得に相当する額 円	ウ その他の所得に相当する額 円

【5. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを承諾します。

☐ 家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

（別紙）

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国中に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

⑤その他生徒の就学に必要な経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【3. 家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【4. 家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。

ハ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条第2項に基づく申請の場合、家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、4月に入学した新入生のうち、入学前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用するの申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の支給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等）に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も支給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含みません。）

ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や罰則に処される場合があります。

チ 申請をした後は、原則毎年2回、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受けた日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発見した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができます。かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第1号の2（その2）（第3条第2項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第7項まで関係）

様式第1号の2（その2）（第3条第2項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第7項まで関係）

年 月 日

殿

高等学校就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。)

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承認しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年 月 日				
生徒の住所	〒 <table><tr><td>都道府県</td><td>市区町村</td></tr></table>			都道府県	市区町村
都道府県	市区町村				
保護者等の電話番号					
保護者等の電子メールアドレス					
生徒が在学する学校の名称					

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができます。

・高等学校等（修業年限が所定のものに限ります。）を卒業又は修了した者

・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
①現在通っている高等学校等の在学期間	立	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にシ印を付けてください。)

☐ 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) ☐ 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
(次の□から直までのいずれかの□にシ印を付けてください。)

(2) ー1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

☐ **親権者 (両親) 2名分**
生徒が未成年 (18歳未満) であり、親権者 (両親) が2人存在する場合

☐ **親権者 1名分 (アからウまでのいずれかの□にシ印を付けてください。)**
〔親権者1名、一時的に親権を行う児童福祉施設長、児童福祉施設長の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にシ印を付けてください。〕

☐ **ア** 親権者の1人が排除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件が加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合

☐ **イ** 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

☐ **ウ** ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

☐ **未成年後見人 □ 名分**
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

☐ **生徒の生徒をその収入により維持している者 (以下「主たる生計維持者」という) (両親等) 2名**
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生徒を維持する者に変更がない場合

☐ **主たる生計維持者 1名分 (アからウまでのいずれかの□にシ印を付けてください。)**

☐ **ア** 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が排除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件が加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合

☐ **イ** 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

☐ **ウ** ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等

☐ **生徒本人**
・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、
・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) ー2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

☐ 所得理由の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

☐ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との関係 (ア又は道の□にシ印を付けた場合は不適用。家計急変事由 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特例事由」をいう。) に該当する場合は、□にシ印を付けた上で、**該当事由に該当する**と記入してください。)

氏名	生徒との関係	氏名	生徒との関係

☐ 家計急変事由に該当する ☐ 家計急変事由に該当する

※ 収入の修正申告や税額更正決定による市町村民税の課税所得額 (課税標準額) 又は市町村民税の課税標準額の更正や特例事由、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

【3 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。 (※「家計急変事由に該当する」の□にシ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。)

家計急変事由発生日	家計急変事由発生日
年 月 日	年 月 日

家計急変事由の具体的な内容	家計急変事由の具体的な内容

【4 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。 (※「家計急変事由に該当する」の□にシ印を付けた保護者等について、申請手続きを参照し、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。)

ア 給与所得の金額に相当する額	ア 給与所得の金額に相当する額
円	円
イ 公的年金等に係る給所得に相当する額	イ 公的年金等に係る給所得に相当する額
円	円
ウ その他の所得に相当する額	ウ その他の所得に相当する額
円	円

【5 確認事項】 (次の事項を確認の上、□にシ印を付けてください。)

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な手続きを学校設置者に委任することを承諾します。

☐ 家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

(別紙)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の結算について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に相当する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年度の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年度の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設長の

③法人である未成年後見人

④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

（2）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（2）③から⑤までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【3. 家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【4. 家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

留意事項

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条第2項に基づく申請の場合、家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、4月に入学した新入生のうち、入学前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の課税控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間）は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ 2以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請してください。

ホ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や罰則に処される場合があります。

へ 申請をした後は、原則毎年2回、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

備考 1 課税証明書等を添付する場合は、様式第1号の2（その1）に代えて、この書類を提出すること。

備考 2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号（第10条第1項関係）

年 月 日

殿

高等学校等就学支援金の支給停止申出書

休学のため、高等学校等就学支援金の支給を一時停止することを申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓		名	
	住所	都道府県 市区町村			
学校 (※)	学校の名称				
		国立 ・ 公立 ・ 私立			
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地	都道府県 市区町村			
	学校設置者の名称				
	休学開始日	年 月 日			

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号（第10条第1項関係）

様式第3号（第10条第2項関係）

年 月 日

殿

高等学校等就学支援金の支給再開申出書

高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓		名	
	住所	都道府県 市区町村			
学校 (※)	学校の名称				
		国立 ・ 公立 ・ 私立			
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地	都道府県 市区町村			
	学校設置者の名称				
	復学日	年 月 日			

就学支援金の支給の再開に当たっては、支給再開月の保護者等の収入の状況について、別添「『保護者等の収入の状況に関する事項』に係る届出書」（様式第1号）を併せて提出してください。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等又は支給再開月における保護者等の収入の状況を把握できる課税証明書等が提出されている場合は、当該届出書等の提出は不要です。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。